

9月定例会の審議結果一覧表

○賛成 ●反対

番号	案件名	結果	議決日	案件に対する各会派の賛否				
				志政あやせ	公明党	あ未来やせ	日共産本党	新政会
第42号案	平成29年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	9月28日	○	○	○	●	○
第43号案	平成29年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	○	○	○	●	○
第44号案	平成29年度綾瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	○	○	○	●	○
第45号案	平成29年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	○	○	○	●	○
第46号案	平成29年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	○	○	○	●	○
第47号案	平成29年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	○	○	○	●	○
第48号案	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	〃	○	○	○	●	○
第49号案	動産の取得について(災害対応特殊救急自動車)	〃	9月3日	○	○	○	○	○
第50号案	市道路線の認定について(R23-11)	〃	9月28日	○	○	○	○	○
第51号案	市道路線の認定について(R818-4)	〃	〃	○	○	○	○	○
第52号案	市道路線の認定について(R871-3)	〃	〃	○	○	○	○	○
第53号案	平成30年度綾瀬市一般会計補正予算(第2号)	〃	〃	○	○	○	○	○
第54号案	平成30年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	○	○	○	○	○
第55号案	平成30年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	○	○	○	○	○
第56号案	綾瀬市教育委員会委員の任命について	同意	〃	○	○	○	○	○
意見書第9号	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	否決	〃	●	●	○	○	●
意見書第10号	国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、並びに行き届いた教育の実現に関する意見書	原案可決	〃	○	○	○	○	○
意見書第11号	臓器移植の環境整備を求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○
意見書第12号	精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○
意見書第13号	住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について、防音工事及び外郭防音工事の対象とすることを求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○
意見書第14号	旧優生保護法による不妊手術の被害者のために実態調査を求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○
意見書第15号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○
意見書第16号	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書	〃	〃	○	○	○	○	○

9月定例会で可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実や保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、必要な人材確保策を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立が求められている。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。

本来、必要な行政サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、公共施設の長寿命化・老朽化対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な地方財政措置を行うこと。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣
財務大臣 経済産業大臣 経済財政政策担当大臣 地方創生担当大臣 あて

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を初め、導入を検討・開始している自治体がふえている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(JIS)として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た方が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきている。

よって、国においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など複数の自治体にまたがって事業を行っている公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 国土交通大臣 あて